

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!



週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

9月2日発行
Vol.223

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

8/30 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

大災害に備え連携確認 本市で県総合防災訓練

9月1日の「防災の日」を前に、県総合防災訓練が本市で行われました。



2ページをご覧ください。



目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・大災害に備え連携確認
本市で県総合防災訓練 ----- 2
- ・市民の安心安全のために一丸
市復興事業等・地域安全連絡協議会
----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 14
- 大熊町 ----- 15
- 富岡町 ----- 16
- 川内村 ----- 17

●東京電力

- ・個人さまに対する17回目のご請求
(従来請求方式)の受付開始について
----- 18
- ・避難指示解除準備区域・居住制限
区域における精神的損害等に係る
具体的なお取り扱いについて
----- 18~21

●交流ルームひばり通信

- ・9月食育推進食事会開催!! ---- 21
- ・9月の「ひばり」 ----- 22

8/30 日

大災害に備え連携確認 本市で県総合防災訓練

9月1日の「防災の日」を前に、県総合防災訓練が本市で行われました。市民と行政、消防、警察、自衛隊の職員ら約1,500人が参加しました。東日本大震災や東京電力福島第一原発事故の経験を踏まえて津波避難や原子力防災の訓練を取り入れ、大災害への対応を確認しました。

訓練は、午前8時30分ごろ県沖を震源としたマグニチュード9.0の地震が発生し、市内で震度6弱を観測したという想定で実施されました。雲雀ヶ原祭場地をメイン会場に、原町第一中学校と、ひがし、ひばり、鹿島の各生涯学習センターの計5つの会場で、合わせて39種の訓練が繰り広げられました。



避難訓練 (8時45分ごろ、原町第一中学校)



火災防ぎよ・救助訓練
(8時55分ごろ、原町第一中学校)



要配慮者避難救出訓練
(9時ごろ、ひがし生涯学習センター)



救急処置訓練
(9時25分ごろ、原町第一中学校)



要配慮者避難救出訓練
(9時45分ごろ、ひがし生涯学習センター)



初期消火訓練
(10時40分ごろ、雲雀ヶ原祭場地)

次ページへ続きます 



初期消火訓練
(10時50分ごろ、雲雀ヶ原祭場地)



救急処置訓練
(11時25分ごろ、雲雀ヶ原祭場地)

8/27 木

市民の安心安全のために一丸 市復興事業等・地域安全連絡協議会

市や南相馬警察署、除染の請負業者で組織する「市復興事業等・地域安全連絡協議会」が、安全管理担当者会議を道の駅南相馬で開きました。市と警察、市民、事業者ら一丸となって法令や生活マナーの順守を徹底し、市民の安心・安全を守って復興に取り組むことを確認しました。

会議は、大阪府で除染作業員が関わっているとみられる事件が発生したことを受けて急きょ開かれ、関係者約50人が出席しました。

会議では、桜井市長と佐藤実警察署長らがそれぞれあいさつし、防犯体制強化への協力を呼び掛けました。署員は直近の刑法犯と交通事故・違反の認知件数や内容を説明しました。

事業者の担当者はそれぞれ自社の防犯に関する取り組みを紹介し、情報交換しました。被用者の経歴などを本社と現場事業所で二重チェックしている例や、誓約書を提出させている例などが紹介されました。



防犯体制の一層の強化を約束しました



関係者約50人が机を囲みました



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成27年8月27日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,559	群馬県	163	京都府	27	福岡県	7	奈良県	1
宮城県	1,613	長野県	72	大阪府	26	富山県	6	高知県	1
新潟県	622	北海道	69	福井県	21	熊本県	6	和歌山県	-
山形県	614	山梨県	69	沖縄県	19	三重県	4	徳島県	-
東京都	609	秋田県	55	青森県	18	宮崎県	4	鳥取県	-
茨城県	578	岩手県	47	岡山県	12	香川県	3	島根県	-
埼玉県	552	静岡県	41	岐阜県	10	愛媛県	3	鹿児島県	-
栃木県	411	愛知県	35	滋賀県	9	佐賀県	3	海外	11
千葉県	361	兵庫県	34	広島県	8	大分県	3	合計	11,098
神奈川県	351	石川県	31	長崎県	8	山口県	2		(8/20 11,125)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,186	喜多方市	48	棚倉町	14	泉崎村	4
相馬市	1,148	本宮市	30	西会津町	13	下郷町	3
いわき市	613	会津坂下町	26	田村市	12	広野町	3
郡山市	484	西郷村	24	会津美里町	11	天栄村	2
会津若松市	234	鏡石町	20	磐梯町	9	鮫川村	2
新地町	219	三春町	17	金山町	7	浅川町	2
二本松市	109	桑折町	16	矢吹町	6	小野町	2
伊達市	94	猪苗代町	16	矢祭町	6	国見町	1
須賀川市	79	川俣町	15	古殿町	6	石川町	1
白河市	57	南会津町	15	北塩原村	5	合計	4,559

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,870人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,706人
	市内の仮設住宅	4,192人
	市内転居	4,547人
	計	47,315人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	11,098人
	（うち福島県外）	(6,539人)
	計	11,098人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,130人
	転出	8,990人
	所在不明	28人
	計	13,148人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 8月27日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,506人
原町区	47,116人	41,203人
計	71,561人	54,709人

(他市町村からの避難者2,217人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

【マイナンバー制度】通知カードおよび個人番号カードについて

8月24日HP更新

10月以降、通知カードを送付します

10月以降、皆様に住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)を記載した「通知カード」が送付されます。

手元に届いた「通知カード」は、社会保障や税および住所変更などの行政手続きに利用されるものなので大切に保管してください。

希望する方は「通知カード」と引き換えに「個人番号カード」を取得できます。

(1) 住所の確認をお願いします

マイナンバーの「通知カード」は、住民票の登録のある住所に簡易書留郵便で送付されます。

しかし、やむを得ない理由(東日本大震災による被災している方、DV被害者等)により本市に住民票を置いたまま別の居所にいる方については、現在の居所である避難先等に「通知カード」を送ります。

市では9月上旬に住民票の登録地で「通知カード」の送付を受けることができない方に対して、「通知カード」の送付先を確認させていただくためのご案内を避難先等に郵送します。

避難先の変更等がある場合には、同封の申請書に避難先等の変更地を記載の上、同封の返信用封筒にて9月末までに返信くださるようお願いいたします。

(2) 希望する方は個人番号カードが取得できます

「通知カード」と併せて「個人番号カード交付申請書」が同封されます。

「個人番号カード」の発行を希望する方は申請書に自身の顔写真を貼付の上、同封してある返信用封筒で申請してください。

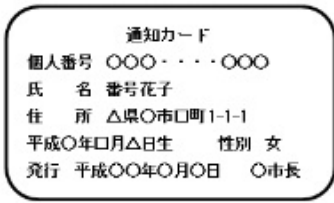
平成28年1月から個人番号カードの交付準備ができ次第、本市から本人宛に通知をし、本市に来庁して「個人番号カード」を受け取ることとなります。

また、やむを得ない理由(東日本大震災による被災している方、DV被害者等)により本市に住民票を置いたまま別の居所にいる方については、「個人番号カード交付申請書」に自身の顔写真を貼付の上、避難先の居所市町村に届け出ることより、平成28年1月から個人番号カードの交付準備ができ次第、本市から避難先等の居所地へ「個人番号カード」を送付させていただきます。

次ページへ続きます 

通知カードと個人番号カードの違い

通知カードと個人番号カードは、取得方法や利用方法などが異なります。



通知カード



個人番号カード(表)



個人番号カード(裏)

	通知カード	個人番号カード
取得方法	住民票を有する全ての方に簡易書留で郵送	通知カードと併せて送付される申請書に顔写真を貼付の上、同封の返信用封筒を使用して申請
様式	紙製のカード	ICカード
券面記載事項	氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー	氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー等
有効期間	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上：発行後10回目の誕生日 ・20歳未満：発行後5回目の誕生日
利用方法	・マイナンバーを提示する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・公的個人認証（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）の利用（※1） ・マイナンバーを提示する場合 ・マイナポータルの利用（※2）

※1…署名用電子証明書とは

確定申告(e-Tax)等の電子申請手続きに利用します。

※2…利用者証明用電子証明書とは

マイナポータルを始め、コンビニ交付サービス等の手続きに利用します。

マイナポータルを利用することにより、自身にあった行政サービス情報の取得や、自身のマイナンバーの利用状況等を確認することができるようになります(平成29年1月以降に開始予定)

- ・ **住民基本台帳カードと個人番号カードは重複して所持することはできません。**
- ・ **個人番号カードは初回交付手数料は無料となりますが、紛失・焼失・著しい損傷・各種カード返納後の再交付等は、原則有料となります。**

個人番号カードと住民基本台帳カードとの関係

個人番号カード交付開始に伴い、住民基本台帳カード(住基カード)の発行は平成27年12月28日をもって終了となります。

平成27年12月末までに交付した住基カードは、有効期限までは引き続き利用可能です。

また、住基カードの発行は平成27年12月末までは本市で行っていますが、平成28年1月から個人番号カードの発行は地方公共団体情報システム機構によって発行されるため、個人番号カードの即日交付はできません。

問い合わせ

■マイナンバー全般に関すること
情報政策課 TEL 0244-24-5213

■通知カードに関すること
市民課 TEL 0244-24-5235

「市外で避難生活を送る南相馬市民との懇談会」が 三条市総合福祉センターで開催されました

8月30日（日）午前10時から三条市総合福祉センター1階の教養娯楽室において、南相馬市の避難指示区域から避難している皆さんを対象に、南相馬市役所職員による懇談会が開催されました。

懇談会には11人の避難者の方が出席し、復旧・復興事業の取り組み状況などについて説明があった後、意見交換が行われました。

出席者からは、除染や水に対する不安などいろいろな意見や要望が出ました。

南相馬市では、懇談会で即答できなかった点については、一度持ち帰って回答したいとのことでした。また、このほかにも意見や要望、疑問点などが出てきたときには、ご連絡くださいとのことでした。

**懇談会で配られた資料を今週号と一緒にお届けしましたので、
ご覧ください。**

※南相馬市の世帯のみ



浪江町からのお知らせ

浪江町HP「町の話」から 国道114号の権現堂地内700m区間 の工事が完了

8月下旬、国道114号の浪江拡幅1工区（権現堂地内700m区間）の工事が完了しました。

中心市街地を通り、常磐道浪江ICへのアクセス道でもある国道114号は、町の重要なインフラの一つです。

続く2工区（460m）についても早期の完成を目指しています。

（写真提供：福島県相双建設事務所）



立野下行政区内の上水道開栓のお知らせ

9月1日HP更新

立野下行政区内の上水道開栓をします

9月から立野下行政区を対象に、宅地内の給水管被災状況の確認を目的として、水道の開栓をします。開栓は日程調整の上、使用者立会いのもと実施します。

開栓を希望する方は、復旧事業課上下水道係までご連絡ください。

なお、閉庁日には開栓できませんのでご了承ください。

今回開栓する立野下行政区および7月から開栓をしました酒田行政区以外の行政区については、準備が整い次第ご案内します。

避難区域内のゲルマニウム半導体結果

町が福島県に依頼し実施している避難区域内の取水場のゲルマニウム半導体結果は、以下の表の通りです。

区分	採取日時	採取地	検査結果
原水	7月21日	小野田取水場	不検出
		苅野取水場	不検出
		大堀取水場	不検出
浄水	7月21日	役場臨時給水所	不検出

ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムが持つ半導体(温度などの条件変化によって電気を通す率が変化する物質のこと)としての性質を利用して、水や食品などに含まれる微量の放射線(γ線)を測定し、放射性物質の種類やその量を測定する分析機器です。

問い合わせ

復旧事業課 上下水道係

TEL 0243-62-4731

9月の大型連休中に一時立入りをされる方へ

9月1日HP更新

土日および祝日は役場は閉庁日となり、通行証の申請受け付けおよび発行はしてありません。

9月の大型連休中に町への一時立入りを予定される方は、1週間前までに申請するようお願いいたします。

問い合わせ

生活支援課 生活安全係

TEL 0243-62-0151

“避難中の住まい”や“町内のまちづくり”に関する「住民意向調査」を実施します（9月9日ころ発送予定） 9月1日HP更新

本年度も、住民意向調査を実施します。

この住民意向調査で回答いただく、皆様一人ひとりの意見は、今後の町の政策を決定する上で重要なものと位置付けておりますので、ご協力をお願いします。

なお、昨年度の住民意向調査については、次のとおり活用しました。

1. 町外の復興公営住宅について、整備戸数の過不足の検討に活用しました。
2. 町内の新しい町営住宅について、整備戸数の算出に活用しました。
3. タブレットや広報誌などについて、アプリや内容の充実に活用しました。

調査目的

- ・町外の復興公営住宅の必要戸数を把握することで
町外の”復興公営住宅の整備戸数”に反映します。
- ・町内での”必要な取り組み”や”住宅需要”などを把握することで
町内の”まちづくり”や”住宅整備”に反映します。
- ・情報やコミュニケーションに関する需要を継続的に把握することで
タブレットや広報誌などの”内容充実”に反映します。

実施主体

国(復興庁)・福島県・浪江町

調査対象

各世帯の代表者

調査方法

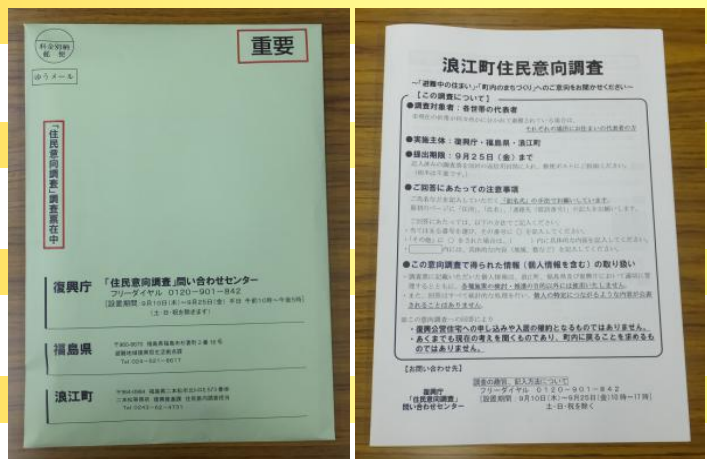
郵送によるアンケート方式(記名式)

実施期間

9月9日(水)～9月25日(金)

回答の手順

1. 調査票を世帯の代表者へ郵送します。
2. 調査票に世帯の意向を記載してください。
3. 返信用封筒に調査票を入れてポストへ投函してください。



住民意向調査の結果公表

住民意向調査の結果については、まとめ次第「広報なみえ」や「浪江町ホームページ」などで公表します。

問い合わせ

復興推進課 復興企画係

TEL 0243-62-4731

平成27年度幼稚園等就園奨励費補助金を交付します

9月1日HP更新

震災により被害を受けた保護者の方に対し、幼稚園等の入園料および授業料の補助を行います。対象となる方はご連絡ください。

対象者

浪江町に住民登録があり、幼稚園または認定こども園の幼稚園部分に就園している満3歳から5歳のお子さんの保護者で、当該年度の市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯。

※ 避難先自治体で同補助金を受けられた場合は対象となりません。

補助内容

幼稚園等の入園料および授業料

※ 途中入園の場合は、月割の額となります。

※ 保護者が実際に支払った入園料と授業料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とします。

申し込み方法

浪江町教育委員会事務局学校教育係までご連絡ください。就園している幼稚園へ申請書類をお送りします。

なお、昨年度本町から補助金を交付された方には、就園している幼稚園へ申請書類をお送りしますので連絡は不要ですが、幼稚園が変わった場合はご連絡ください。

申し込み期限

9月18日(金)

支給時期

平成28年3月

補助限度額 (単位：円)

1. 兄・姉が幼稚園児の場合

区分		第1子	第2子	第3子～
公立幼稚園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	79,000	79,000	79,000
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	43,000	61,000	79,000
私立幼稚園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000	308,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	115,200	211,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	62,200	185,000	308,000

次ページへ続きます 

2. 兄・姉が小学1年生から3年生の場合

区分		第2子	第3子～
公立幼稚園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	79,000	79,000
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	61,000	79,000
私立幼稚園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	290,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	211,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	185,000	308,000

※ 避難先自治体でも就園奨励費の申請の受け付けを行なっている所がありますので、避難先(就園先)市区町村の教育委員会または幼稚園へご相談ください。

問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係

TEL 0243-62-0301

平成27年度上半期保育料を助成します

9月1日HP更新

浪江町では、避難先の保育所などにお子さんを入所させている保護者の経済的負担軽減を目的として、平成27年度の保育料を助成します。

※ 申請内容が一部変わりました。認可外保育施設および認定こども園を利用する場合も、両親の就労の有無に関わらず助成対象とします。

助成内容

平成27年度上半期分の保育料(平成27年4月～9月分)を支払っている場合の基本月額保育料を助成します。

対象者

浪江町に住民登録のある児童が避難先の保育所などで常時保育を受けていて、その保育料を支払っている保護者

対象施設

認可保育所、認可外保育施設、認定こども園の保育所または保育所機能施設

対象となる保育料

保護者が納付した基本月額保育料(延長保育料、一時保育料、食費等を除く)

次ページへ続きます 

提出書類

- 東日本大震災に伴う保育料助成申請書
- 保育料の領収書(原本)
- 振込先通帳のコピー
- 通園証明書
- 支給認定証のコピー(認定を受けている児童のみ)

申請書類一式は、9月中旬に助成対象と思われる方(平成26年度下半期に申請された方、新しくご連絡いただいた方)へ郵送します。

※ 助成の対象と思われる方で、9月24日(木)を過ぎても届いていない方は、担当までお問い合わせください。随時申請書類を郵送します。

提出期限

10月23日(金)厳守

問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0243-62-0170

介護手当について

9月1日HP更新

介護高齢者(要介護4・5)の方を在宅で介護している方に、その労をねぎらい、高齢者福祉の向上を図ることを目的として、介護手当を支給しています。

次の支給要件全てに該当すると思われる方には、8月下旬に申請書を送付しています。

申請書が届かない方で該当すると思われる方はご連絡ください。

支給要件

- 要介護4・5の認定を受けている方を在宅で介護している方
- ※施設入所、医療機関入院または短期入所を3カ月以上利用している方は該当しません。
- 平成27年9月1日現在、要介護4・5の認定を受けている方と生計を同じにしている方

支給金額

25,000円

支給方法

10月上旬に、介護している方の口座へ振り込み予定

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0243-62-0172

浪江町HP「つながろう なみえ」から

停電でも安心、 太陽光パネルを取り付けます

浪江町役場本庁舎で、太陽光発電の導入工事が始まりました。

災害時の停電に備え、燃料等が必要な従来型の予備電源設備に加えて、太陽光発電を利用します。

現在、屋上に太陽光パネルを取り付け中。この後、蓄電池との接続や庁舎内の電気工事などを行い、来年3月からの供用開始を予定しています。

(8月31日撮影)



浪江に花を一 「花のまち実現化事業」 ニュース

風評の被害を受けにくい「花卉(かき)」は、浪江町の営農再開に向けたキーワードのひとつです。先日は、大学生の皆さんが浪江町内でリンドウの収穫体験やワークショップを行いました。

●大学生の町内活動

8月27日(木)、早稲田大学と仙台白百合女子大学の学生ら17人が、浪江町で花卉栽培体験などの活動を行いました。

大学生は、町役場職員の案内で町内を見学したあと、浪江町幾世橋地区にあるNPO法人Jinの農場で、当法人代表川村氏や県職員の指導を受けながら、カンパニュラの種まきやリンドウの収穫を体験しました。

その後、大学生は「花で町を元気にする」といったテーマでワークショップを行い、この日、浪江町で体験したことを踏まえて、復興や町づくりについて議論を行いました。この活動は、今後も月に1回程度行われる予定です。

「花のまち実現化事業」では、このような活動を支援しながら、若い担い手にとって花(魅力)のある農業や町づくりについても整理をしていきます。



リンドウの収穫



カンパニュラの種まき



ワークショップ



双葉町からのお知らせ

平成27年国勢調査が実施されます

9月1日HP更新

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人および世帯が対象です。住民票の届出に関係なく、現在住んでいる場所(避難している場所)で世帯ごとに調査することになります。

調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境整備、災害対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

平成27年国勢調査の特徴

東日本大震災後初の調査であり、大震災および原発事故の影響による人口移動などを把握する重要な調査です。

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。

9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、9月20日までにインターネットでの回答をお願いします。ICTきずな支援システム事業で配付しているタブレット型情報端末も使えます。

皆さまが避難している住居に、避難先市町村から委嘱された国勢調査員が訪問します。

記入いただいた調査票は、再度訪問した調査員に渡していただきます。お住まいの市町村によっては、郵送で提出することもできます。

※ 調査票への記入内容は、統計法により厳重に保護されますのでご安心ください。

調査項目

●世帯員一人ひとりに関する項目

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1) 世帯員の数および世帯の種類 | (7) 現在の場所に住んでいる期間 |
| (2) 氏名および男女の別 | (8) 5年前(平成22年10月1日)の居住地 |
| (3) 世帯主との続柄 | (9) 9月24日から30日までの1週間の仕事 |
| (4) 出生の年月 | (10) 従業地または通学地 |
| (5) 配偶者の有無 | (11) 勤めか自営かの別 |
| (6) 国籍 | (12) 勤め先・業種などの名称および事業の内容、
本人の仕事の内容 |

●世帯に関する項目

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 住居の種類 | (2) 住宅の建て方 |
|-----------|------------|

かたり調査にご注意ください

国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。

調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。

※ お住まいの地域の調査については、避難先の都道府県および市区町村の国勢調査担当部署へお問い合わせください。

問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203



大熊町からのお知らせ

福島県議選・大熊町長選・大熊町議選は11月5日告示、11月15日投票

9月1日HP更新

選挙の詳細について記載した「選挙のお知らせ」と「不在者投票用紙請求書」を同封した封筒は10月下旬に郵送する予定です。

期日前投票

大熊町が設置する投票所で投票日前(期日前投票期間)に投票することができます。

○投票期間 11月6日(金)～14日(土)

○必要なもの 投票所入場券

※ 入場券が届かない場合や紛失した場合でも投票することができますので、直接投票所へお越しください。

不在者投票

県内外の避難先(滞在地)の市区町村選挙管理委員会で投票することができます。

避難先の市区町村から大熊町に投票済みの投票用紙を郵送する必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

○期間 11月6日(金)～14日(土)

○時間 ・福島県内: 午前8時30分～午後8時(土日も投票できます)

・福島県以外: 避難先の市区町村で選挙が行われている場合

→平日休日を問わず午前8時30分～午後8時

避難先の市区町村で選挙が行われていない場合

→通常、平日の午前8時30分～午後5時

(※三条市では、午後5時30分まで)

○場所 避難先の市区町村選挙管理委員会

問い合わせ

大熊町選挙管理委員会

☎0120-26-3844(代)

三条市での不在者投票については、投票日が近づきましたら改めてお知らせします。



富岡町からのお知らせ

マイナンバー（個人番号）について

8月26日HP更新

避難先の登録について

◎富岡町に現在住民票のある方へ

町へ届け出た居所(避難先)と異なる場所にお住まいの方は、現在お住まいの住所をご連絡ください。

個人番号が記載された通知カード等は、『**転送ができない簡易書留**』で届く予定です。

そのため、**郵便局へ転送届を出されていても、転送されません**のでご注意ください。転送により郵便物を受け取っている町民の方は、早めに避難先住所を役場までご連絡ください。

◎住民票を他市町村へ移された方へ

住民票のある自治体からの案内となりますので、不明な点がありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ

住民課 住民係

0120-33-6466

マイナンバーとは？

国民ひとりひとりが持つ、12桁の番号のことです。
平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1

国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に！

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

2

行政の効率化

手続きが正確で早くなる！

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減、手続きがスムーズになります。

3

公平・公正な社会の実現

給付金など不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

3つのメリット



川内村からのお知らせ

国道288号と磐越自動車道経由でいわき市へ向かった時の線量測定結果

8月31日HP更新

目的と測定方法

川内村からいわき市へ向かった際、通行した道路によって身体が受ける放射線量を把握するため、8月18日(火)に放射線量の測定を行いました。

天候は晴れ、下記の道路を乗用車で通りました。

川内村役場→国道399号～国道288号～(船引三春IC)～磐越自動車道
～常磐自動車道～(いわき中央IC)～国道49号→いわき市役所

放射線量の評価として、「乗用車車内の空間線量率の測定」と身体が受ける放射線量を評価できる「個人積算線量の測定」を行いました。

結果

測定時間: 午前11時5分～午後1時(約2時間)

最大線量率: 0.23 μ Sv/h

個人積算線量: 0.16 μ Sv

考察

今回使用した道路を通行することによって受ける線量は限られていることがわかり、通行によって健康に影響を及ぼす線量を受けるわけではないと考えられます。

**各経路における空間線量と個人線量の関係は、
添付の資料をご覧ください。**

※川内村の世帯のみ

問い合わせ

川内村教育委員会

TEL 0240-38-3805

個人さまに対する17回目のご請求 (従来請求方式)の受付開始について

平成27年8月26日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社は、このたび、個人さまに対する本賠償および生命・身体的損害に係る賠償につきまして、17回目(ご請求対象期間:平成27年6月1日から平成27年8月31日)のご請求の受付を平成27年9月1日より開始させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

ご請求をご希望される方につきましては、請求書類をお送りさせていただきますので、大変お手数ですが、「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害が発生している方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

避難指示解除準備区域・居住制限区域における 精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて

平成27年8月26日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社は、2015年6月12日に閣議決定された「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」を踏まえた国からのご指導のもと、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害に係る賠償のお取り扱いを見直すこととしておりました(2015年6月17日お知らせ済み)が、このたび、具体的なお取り扱いについて準備が整いましたことから、以下のとおりお知らせいたします。

また、帰還困難区域につきましても、上記見直しを踏まえ、避難生活にともなうその他実費等に関するお取り扱いを見直しすることといたしましたので、あわせてお知らせいたします。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点における生活の本拠が、避難指示解除準備区域・居住制限区域(大熊町・双葉町を除きます)にあった方で避難継続を余儀なくされている方を対象とさせていただきます。

また、すでに避難指示が解除された田村市・川内村の旧避難指示解除準備区域につきましても、避難指示解除後の避難継続の有無にかかわらず対象とさせていただきます。

次ページへ続きます 

2. お支払いの対象となる損害

避難指示解除準備区域・居住制限区域(大熊町・双葉町を除きます)につきましては、早期に避難指示が解除された場合におきましても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要とされている点を踏まえ、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・避難生活等による精神的損害
- ・その他実費等(避難・帰宅等にかかる費用相当額、家賃にかかる費用相当額)

3. お支払いの対象となる期間

中間指針第二次追補を踏まえた包括請求方式のお支払い(「個人さまに対する5回目のご請求書類の発送について」(2012年9月25日お知らせ済み))における賠償対象期間について、このたび、当社事故から6年後(2017年3月)に避難指示が解除される場合と同等のお支払いをさせていただくため、事故後6年に相当期間1年を加えた2018年3月までと見直しいたします。

なお、お支払いにあたっては、包括請求方式にてすでにお支払い済みの期間を控除してお支払いさせていただきます。

また、従来請求方式のお支払いにおける賠償対象期間についても、包括請求方式と同様に2018年3月までとさせていただきます。

4. お支払いする賠償金額およびお支払い方法

(1) 包括請求方式

a. 避難生活等による精神的損害

一人当たり月額10万円を、包括請求でお支払いした期間の最終年月の翌月から2018年3月まで、一括でお支払いさせていただきます。

b. その他実費等(避難・帰宅等にかかる費用相当額)

避難・帰宅等にかかる費用相当額として、別紙のとおり、主な請求項目ごとに一般的に想定される金額を積算のうえ、包括請求でお支払いした期間の最終年月の翌月から2018年3月まで、一括でお支払いさせていただきます。

c. その他実費等(家賃にかかる費用相当額)

2018年3月までのうち、賃貸借契約の契約期間を最長として、帰還もしくは移住の予定時期まで、家賃額(家賃補助額を控除)の費用相当額を一括してお支払いさせていただきます。

なお、当社へお送りいただく書類等の詳細につきましては、これまでのお取り扱い「家賃に係る費用相当額の賠償に関する平成26年4月以降のお取り扱いについて」(2014年2月24日お知らせ済み)と同様となります。

(2) 従来請求方式

a. 避難生活等による精神的損害

一人当たり月額10万円を、2018年3月まで3カ月ごとにお支払いさせていただきます。

b. その他実費等(避難・帰宅等にかかる費用相当額)

避難・帰宅等にかかる費用相当額として、ご請求いただいた期間に実際にご負担された実費を必要かつ合理的な範囲で、2018年3月まで3カ月ごとにお支払いさせていただきます。

c. その他実費等(家賃にかかる費用相当額)

ご請求いただいた期間に実際にご負担された家賃額(家賃補助額を控除)の費用相当額を、2018年3月まで3カ月ごとにお支払いさせていただきます。

なお、当社へお送りいただく書類等の詳細につきましては、これまでのお取り扱い「家賃に係る費用相当額の賠償に関する平成26年4月以降のお取り扱いについて」(2014年2月24日お知らせ済み)と同様となります。

次ページへ続きます 

5. 請求書類の発送および受付

(1) 避難生活等による精神的損害およびその他実費等(避難・帰宅等にかかる費用相当額)

a. 包括請求方式

対象となる方に対して、ご請求書類を本日以降順次発送し、受付を開始させていただきます(これまでのご請求状況等を確認したうえで順次発送させていただきますので、ご請求者さまによっては1カ月～2カ月程度、お時間を頂戴する場合がございます)。

b. 従来請求方式

これまでのお手続きと同様、ご請求をご希望される方につきまして、当社までご連絡をいただき、ご請求書類を発送させていただきます。

なお、2015年6月から8月分のご請求につきましては、本日お知らせいたしました、「個人さまに対する17回目のご請求の受付開始について」のとおり、2015年9月1日より受付を開始させていただきますので、ご請求をご希望される方につきましては、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(2) その他実費等(家賃にかかる費用相当額)

これまでのお手続きと同様、ご請求をご希望される方につきまして、当社までご連絡をいただき、ご請求書類を発送させていただきます。末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

6. 他賠償のお取り扱い(帰還にともなう就労不能損害)

帰還にともなう就労不能損害(「避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償のお取り扱いについて」(2014年2月24日お知らせ済み))につきましては、避難指示解除後相当期間内に、帰還し就労不能損害が発生した方を対象としておりますが、このたびのお取り扱いの見直しにともない、事故後6年以内に避難指示が解除された区域の方につきましては、2018年3月までに帰還し就労不能損害が発生した方を対象とさせていただきます(最長で12カ月間お支払いさせていただきます)。

7. 帰還困難区域等におけるその他実費等のお取り扱い

当社事故発生時点における生活の本拠が、帰還困難区域、または大熊町・双葉町の避難指示解除準備区域・居住制限区域にあった方で避難継続されている方に対する、避難生活にともなうその他実費等(避難・帰宅等にかかる費用相当額、家賃にかかる費用相当額)の賠償対象期間につきまして、このたびのお取り扱いの見直しにともない、避難指示解除準備区域・居住制限区域と同様2018年3月まで*とさせていただきます。

なお、精神的損害に関するお取り扱いにつきましては、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償のお取り扱いについて」(2014年3月26日お知らせ済み)にてお知らせさせていただいているとおりとなります。

* 包括請求方式における避難・帰宅等にかかる費用相当額

このたび追加でお支払いさせていただく期間(2017年6月～2018年3月)における賠償金額の積算の考え方につきましては、上記「4(1)b. その他実費等(避難・帰宅等にかかる費用相当額)」と同様、別紙のとおりとなります。また、ご請求書類につきましては、2015年9月中旬以降、順次発送させていただきます(これまでのご請求状況等を確認したうえで順次発送させていただきますので、ご請求者さまによっては1カ月～2カ月程度、お時間を頂戴する場合がございます)。

次ページへ続きます 

<別紙> 包括請求方式における避難・帰宅等にかかる費用相当額の内訳

請求項目	1人あたり金額	積算上の内訳
一時立入費用※1	5,000円 ×対象期間(月)※2	福島県近郊からの一時立入費用※3 (1ヵ月につき1回)
同一世帯内の 移動費用	10,000円 ×対象期間(月)※2	2011年3月11日時点のお住まいが 同じご世帯の方で、お互いに別の避 難先に避難を継続されている方の同 一世帯内の移動費用※3(1ヵ月につ き2回)
検査費用(人)に かかる交通費	5,000円 ×対象期間(年)※2	1年間分の検査(人)にかかる 交通費※3(1年につき1回)

※1 1世帯あたり1ヵ月につき25,000円(5,000円×5人分)を上限とさせていただきます。

※2 本文の「3. お支払いの対象となる期間」を参照ください。また、すでにお支払い済みの期間は控除させていただきます。

※3 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円とさせていただきます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >
東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)
☎ 0120-926-404 (受付時間: 午前9時~午後9時)

交流ルームひばり通信

9月食育推進食事会開催!!

新潟県食生活改善推進委員協議会のご厚意により、9月食事会を開催します。

今回も、作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。

バランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

日時 **9月16日 水** 調理から参加する方は午前10時から
食事から参加する方は正午から

場所 三条市総合福祉センター 3階 調理室
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 **300円(当日徴収)**

申込締切 9月11日(金)正午
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650



7月の食事会メニュー
「夏バテしらず
ランチ&デザート」



※食育推進食事会は、さんじょう∞ふくしま「結」の会が、福島県ふるさとふくしま帰還支援に申請し、昨年同様採択された事業です。

9月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				3日	4日	5日
				ひばり休み 浜通り配布		
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布	食事会 申込締切	東京消防庁 防災体験
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
		ひばり休み	ひばり 茶話会 食事会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2015.9.2現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	33	75
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	-	-
浪江町	8	19
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	5	12
合計	60	132

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511